

平成27年度熊本大学テレビ放送公開講座 制作業務委託仕様書

1. 件名

「平成27年度熊本大学テレビ放送公開講座の制作及び放送委託業務」

2. 目的

地域社会の活性化及び生涯学習の推進に資するために、本学の研究・教育活動で得られた成果を取り上げて放送することにより、本学の知的資源を広く地域に還元する。

3. 委託業務の内容

業務の範囲

- (1) 平成27年度熊本大学テレビ放送公開講座番組の制作業務（番組テーマに基づく企画・番組構成の立案等）
- (2) 出演者、熊本大学政策創造研究教育センター教職員との打合せ及び確認作業
- (3) 企画等に基づいた番組台本の作成、演出、取材、編集及びスケジュール管理等の実施
- (4) 番組内容をウェブ公開等により広く国外へも情報発信を行うことを目的とした、英語を含むコンテンツの制作とその英訳内容等の確認作業
※ 以降、コンテンツとは「当該放送番組」及び「インフォーマーシャル」のことをいう。
- (5) 番組放送、番組宣伝用素材の制作及び番組宣伝の実施
- (6) 番組を収録したDVD、BD及び台本等（英語化コンテンツを含む。）の納品
- (7) 番組の視聴率とモニタリングの調査及び事業成果に関する検証結果の報告
- (8) 受注者ホームページによる広報活動（放送の告知、放送番組（英語化コンテンツを含む。）の掲載等）
- (9) その他平成27年度熊本大学テレビ放送公開講座制作業務について協議の上定めた業務

4. 番組の趣旨

(1) 番組テーマ

「テレビ放送公開講座」という性格上、単なる講義形式の構成ではなく、データや資料映像等を用い、視聴者に対して、熊本大学の研究、教育、社会貢献及び国際貢献等の成果を具体的に分かりやすく紹介するものとする。

(2) 出演者

出演者については、本学での業務内容等に関する事前説明会において公表する。

(3) 番組名称及びタイトルロゴ

受注者からの提案を参考に、熊本大学政策創造研究教育センターが決定する。

(4) 放送日時及び制作本数

受注者は15分間枠番組（6本以上）及びインフォーマーシャル（1本以上）を制作し、本放送1回及び再放送を1回以上行うこと。

なお、これらの放送日時及び放送回数は、受注者が提案するものとする。

5. 制作実施事項

- (1) 番組制作に当たって受注者は、全ての放送の取材・編集に関わる制作担当者1名を専任とする。
また、制作担当者は、出演者との打合せ等、円滑なスケジュール調整に努めること。
- (2) 制作担当者は、テレビ番組制作経験が5年以上の者で、これまでに3本以上のドキュメンタリー番組の制作経験がある者とする。
- (3) 受注者は放送日の1週間前までに、発注者に対して2回以上の試写を行い、チェックを受けること。

- (4) 監修確認は、放送日の3日前までとし、修正や訂正については、受注者は責任をもって対応すること。
- (5) 監修については、制作責任者、出演者及び熊本大学政策創造研究教育センター教職員等で行うこと。
- (6) 各回の構成、取材、編集については、制作担当者と熊本大学政策創造研究教育センター教職員及びその出演者等と直接十分な打合せを行って進めること。また、制作に関する固有名詞等の正式名称及び読みの確認は、受注者の責任において確認を行うこと。
- (7) 受注者は、放送コンテンツの英語化及びその内容確認の方法等（作業体制）を「企画提案書」に明記すること。なお、英語化コンテンツはホームページに掲載する（ウェブ公開する）もののみとする。
また、英訳コンテンツについては、受注者の責任において本学出演者に事前確認の上了承を得ること。
- (8) 受注者は放送するに当たり、肖像権等の問題が発生しないよう取材の段階で教職員その他の出演者全員に対して確認及び了解を得ること。
- (9) 番組内容及びインフォマーシャルは、本放送及び再放送のほか、受注者ホームページに番組の紹介サイトを設けるほか、放送後、受注者ホームページからも番組を視聴できるようにすること。なお、その期間等については必ず企画提案書に明記すること。
- (10) インフォマーシャルは、1回の放送につき60秒間制作し、当該放送番組中に熊本大学以外のコマーシャルを挿入することなく放送すること。合計60秒間であれば、内訳は問わない。
- (11) インフォマーシャルの内容は、熊本大学の最先端研究、教育、社会貢献及び国際貢献について、学部、大学院、医学部附属病院及び施設等の紹介（教職員、学生等の出演も加味）を合理的かつ効果的に行うこと。制作着手段階で受注者及び制作担当者と熊本大学政策創造研究教育センター教員等との間で十分な打合せを行うこと。
- (12) 最終回放送終了までに、番組の宣伝（15秒間タイプ）を80回以上行うこと。また、番組宣伝の制作及び放送に関しては、熊本大学政策創造研究教育センターと協議の上、適宜、受注者が責任をもって行うこと。
- (13) 全放送終了後1週間以内に当該放送番組を収録したDVD、BD（民生用再生機に対応するもの1セットとパソコン再生に対応するもの1セット、合計2セット）を熊本大学へ納入すること。また、DVD、BDは学内での放映（授業や熊本大学生涯学習アーカイブなど）や、公的機関に配付するため、楽曲等の著作権処理が済んだ物を納品すること。なお、DVD、BDのセット構成については次のとおりとする。
【セット構成】：「全放送を収録したDVD、BD（各1枚）」と「各回放送を個別に収録したDVD、BD（各放送回数分）」（英語化コンテンツを含む。）
- (14) 全放送終了後1週間以内に収録時に使用した原稿台本2部（英語化コンテンツを含む。）を熊本大学政策創造研究教育センターへ納品すること。

6. 視聴率調査、モニタリング及び事業成果報告

(1) 視聴率調査

- 1) 本放送及び再放送を含めて、2回以上の視聴率調査を実施すること。
- 2) 調査した内容は、調査終了後、速やかに熊本大学政策創造研究教育センターへ文書で報告すること。

(2) モニタリング

- 1) モニタリングは、各回放送分について、放送局が準備した5名以上のモニターが行うものとする。こと。（モニターの世代等は、問わない。）
- 2) 次の項目をモニタリングの内容とすること。
 - (ア) 年齢・性別・職業
 - (イ) 番組評
 - ・ 番組の内容に満足したか。
 - ・ 番組の内容は分かりやすかったか。
 - ・ 番組構成は良かったか。
 - ・ 放送時間帯は良かったか。

- ・放送時間は十分であったか。
- ・その他要望事項等

(ウ) モニタリングで収集した内容については、全放送終了後、熊本大学政策創造研究教育センターへ書面及び電子データで報告すること。

(3) 事業成果報告

- 1) 事業成果の報告は、企画に沿った本事業実施による対象地域への波及効果、課題及び改善点等を整理の上熊本大学政策創造研究教育センターへ文書及び電子データ（様式任意）で報告すること。

7. 放送対象地域・形態

熊本県全域を対象とした地上デジタルテレビ放送を必須とし、企画内容に応じて、その他の都道府県を対象とした地上デジタルテレビ放送またはBS・CS放送等も認める。

8. 成果物の使用等について

- (1) 発注者は、本業務において受注者が制作した映像を次のとおり使用できるものとする。
 - 1) 熊本大学施設、教育機関及び公共機関等での放映
 - 2) 教育機関及び公共機関等へのDVDまたはBDの配付
 - 3) 熊本大学公式ウェブサイト及び熊本大学政策創造研究教育センター名義の動画共有サイトでの配信

9. その他

- (1) 受注者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び行程表を事前に書面で提出し、熊本大学政策創造研究教育センターの承認を得ること。
- (3) 発注者は、本業務（一部を第三者に再委託した場合を含む）の履行について著しく不相当と認められる場合、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを要求する場合がある。

受注者はこの要求があったときは、当該要求に係る事項について速やかに対処し、対応策について書面で提出すること。
- (4) 制作の過程で知り得た個人情報や研究の詳細などの秘密情報については、本業務以外の目的で使用しないこと。契約終了後も同様とする。
- (5) 受注者は、本業務（一部を第三者に再委託した場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (6) 事業の実施に際して不明な点については、熊本大学政策創造研究教育センターと協議の上行うこと。